

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言

資料2

児童虐待防止対策推進本部

それぞれの取組の実施・検討の時期について、次の4つの区分で表す。  
 A：既に取り組んでいる項目  
 B：すぐに取り組むべき項目  
 C：速やかに検討すべき項目  
 D：中期的・段階的に検討する項目

注：「区」保健福祉部」の取組のうち一部の区のみで実施している取組には「※」を付している。

該当提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	区分	担当部	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性					
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について					
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性					
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性					
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性					
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性					
①	ア	子ども家庭総合支援拠点を整備するなど、区を単位とした相談支援体制を整え、妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援を行う。	(7) 子育て世代包括支援センターの機能を強化するため、母子保健相談員を配置する。	令和2年4月から、全区に1名ずつ母子保健相談員（会計年度任用職員）を配置し、ミドルリスク妊婦への支援を通じて虐待予防の関わりを強化した。	A	子) 児童相談所 保) 保健所 区) 保健福祉部
			(4) 母子に対する個別支援プランを導入し、支援対象者の状況を適切に把握しながら、切れ目のない支援を行う。	令和2年4月から、妊婦支援相談事業に個別支援プランを導入し、妊娠届出時に母子保健相談員と保健師が全ての妊婦と面接を実施して支援対象者の状況を把握し、支援に生かしている。	A	
			(7) 家庭児童相談室や要対協の役割や活用方法への理解を広め、他部局や関係機関との更なる連携体制を構築する。	要対協の代表者会議や個別ケース検討会議の場を通じて、構成員に家庭児童相談室や要対協の機能・役割を周知し、理解促進に努めている。	A	
			(E) 子ども家庭総合支援拠点の機能整備に向け、国が実施しているアドバイザー派遣事業等を活用し、札幌市の状況を踏まえた必要な制度設計等を進める。	国が実施しているアドバイザー派遣事業について、現在のところ、新型コロナウイルス感染症の影響から実施の目途が立っていない。 今後の派遣事業の実施状況を見ながら取組を進めていく。	C	
②	イ	家庭児童相談室を中核とした各区の要対協の機能強化を図るとともに、児童相談所との連携強化を進める。	(7) 各区の家庭児童相談室の担当職員を増員し、虐待に発展する可能性が高い支援ケースについて児童相談所と随時情報共有し、支援方針や役割分担等について検討を行う体制を強化する。	令和2年4月から、6区において家庭児童相談担当職員を1名増員し、要対協の対応件数を増加させるとともに、迅速な対応が可能となり、必要な支援につないでいる。	A	子) 児童相談所 区) 保健福祉部
			(4) 各区の健康・子ども課長を児童相談所地域連携担当課長と兼務とし、要対協の改善点の洗い出しや改善に向けた対応策の検討を行う体制を強化する。	令和2年4月から、各区の健康・子ども課長を児童相談所地域連携担当課長との兼務とし、市要対協と区要対協の情報共有や連携、区要対協の機能強化のため、家庭児童相談室の業務課題や改善点の検討や、児童相談所の関係会議等に出席している。	A	
			(7) 児童相談システム、家庭児童相談システム及び母子保健システムの情報連携により、支援対象者のスムーズな情報共有を行う。	令和元年12月以降、3つのシステムの改修等を行い、相互の情報閲覧や検索機能を充実させ、タイムリーな情報連携を可能とした。 また、リスク評価を行いデータを集約する「子育てデータ管理プラットフォーム」を構築するため、令和3年夏の稼働開始に向けて開発を進めている。	A	
			(E) 要対協の業務を活性化させるため、実務者会議の効果的運用や進行管理台帳等のあり方等について、プロジェクトチームの設置等により活性化方策を検討する。	令和2年6月に、要対協の業務活性化に向けた検討会を立ち上げ、実務者会議の効果的運用や進行管理台帳等のあり方等について検討している。	A	
			(4) 子ども家庭総合支援拠点化を見据え、区における支援機関としての主体性・専門性を確保しながら、支援内容に応じた児童相談所との連携や技術的助言の仕組みについて検討を行う。	各区における相談対応の専門性を高めることができるよう、児童相談所職員から各区に対して、対応上の助言や職員の派遣を行う仕組み等の構築を検討している。	C	
③	ウ	子ども福祉分野において生活支援担当が果たすべき役割を明確化し、組織における方針を徹底する。	(7) 関係機関の介入が必要と思われる世帯に必要な支援を行うため、具体的な援助方針を適切に設定する。	新規申請の実態調査時の虐待リスクの把握や、保健師の関与・過去の虐待通報の有無の確認による支援対象世帯の明確化を図るため、区生活支援担当の実施方針の見直しを行う。	B	子) 児童相談所 保) 総務部 区) 保健福祉部
			(4) 生活支援担当職員の児童虐待防止施策や要対協に関する知識を深めるため、児童相談所や要対協と連携しながら、必要な研修を実施する。	本庁生活支援担当部局が各区役所を巡回し、子どものいる世帯に対して適切に援助方針が設定されているか、方針に従って必要な支援（連携）を行っているか確認し、必要な助言を行う。  令和2年4月、例年実施している生活支援担当の新任係長職研修において、本庁の課長職を講師として、情報共有や対応方針の検討のあり方、世帯の自立に対する視点等について解説を行った。  令和2年11月、各区の生活支援担当職員を対象に、児童相談所の職員を講師として、児童虐待防止をテーマにした研修を実施（動画配信）する。  令和2年5月以降、各区の生活支援担当課において、家庭児童相談室や母子保健担当の職員を講師として、事例の振り返りや児童虐待防止の着眼点、母子保健との連携をテーマにした研修を実施した。	B A A	
			(7) 健康・子ども課と生活支援担当課の業務や連携の必要性、支援策のあり方について情報共有を行う。	各区の生活支援担当課において、相談時に「シングルママ・パパのためのくらしガイド」を配布したり、世帯の状況に応じて保健センターの相談窓口を教示するなど、確実に支援につなぐよう努めている。	A	

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言

1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

資料2

児童虐待防止対策推進本部

それぞれの取組の実施・検討の時期について、次の4つの区分で表す。  
 A：既に取り組んでいる項目  
 B：すぐに取り組むべき項目  
 C：速やかに検討すべき項目  
 D：中期的・段階的に検討する項目

注：「区」保健福祉部の取組のうち一部の区のみで実施している取組には「※」を付している。

該当提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	区分	担当部	
④	エ	子どもと関わる機関や地域の支援団体とのつながりを深め、顔の見える関係性を構築し、地域全体で子どもを重層的に見守る環境を整える。	(7) 学校や地域を巡回するスクールソーシャルワーカー（SSW）や子どもコーディネーターなどの関係機関、地域の支援団体等と、要対協等の場を通じて支援に必要な情報を共有し、つながりを深める。	令和2年度から、子どもコーディネーターの所管団体の担当課を各区要対協代表者会議の構成員に加え、個別ケース検討会議等に積極的に参加できる体制とした。	B	子) 子ども育成部 子) 児童相談所 教) 学校教育部
			(4) 子どもコーディネーターの市内全地区への展開に向けた体制の検討や、スクールソーシャルワーカーの活用促進・体制強化に向けた検討を進め、学校や子どもの居場所等において困難を抱える子どもや家庭の把握、必要な支援につなげる取組を推進する。	子どもコーディネーターと学校・SSW等が担当地区ごとに情報共有を進めるとともに、支援が必要な児童に対する早期の発見、多面的な見立てを行うことにより、子どもを重層的に見守る環境を整える。	B	
			(4) 在宅支援が必要な特定妊婦が活用できる養育支援員派遣事業について、利用しやすい制度となるよう検討を行う。	令和2年4月から、子どもコーディネーターの巡回対象地区を、これまでの10区50地区から61地区へと拡大した。 今後も、市内全87地区への展開に向けて体制の検討を行う。	A	
			(4) 在宅支援が必要な特定妊婦が活用できる養育支援員派遣事業について、利用しやすい制度となるよう検討を行う。	令和2年4月から、SSWスーパーバイザーを、これまでの1名から4名に増員し、各地域のSSWミーティングに出席して助言を行うなど、体制を強化した。	A	
⑤	オ	保育施設における虐待事案への対応を強化する。	(7) 児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版など、具体的にわかりやすいマニュアルを作成し、保育施設等に配布して周知を図る。	令和2年3月に、児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版を作成し、5月に市公式ホームページに掲載した。 また、保育所・幼稚園用、学校用、関係機関用の3種類に改訂し、10月に保育所等の全ての職員に配布した。	A	子) 子育て支援部 子) 児童相談所
			(4) 認可外保育施設への指導を行う際は、児童虐待防止ハンドブックに沿って児童虐待の早期発見と通告等について必ず説明を行うとともに、研修会や会議を通して保育施設に周知を図る。	令和元年度に実施した研修会で、全施設に児童虐待防止ハンドブックを配布した。保育施設への立ち入り調査の際には、ハンドブックを参考として、虐待等が心配される子どもの有無や、事案が発生した場合の対応について確認を行っている。	A	

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言	
2	母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
①	日常的業務（保健師活動・乳幼児健診）の徹底
②	地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性
③	母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化

該当提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	区分	担当部
①	ア 保健師の基本的な支援活動や乳幼児健診が果たす役割を再認識し、日常的業務の徹底を図る。	(7) 保健師の日常的業務の徹底を図るため、家庭訪問記録票記入マニュアルの見直しを行うとともに、活動計画及び各種マニュアルに沿った保健師活動を行うよう徹底を図る。	令和2年4月に、家庭訪問記録票記入マニュアルの改訂を行い、家庭訪問や支援の記録について決裁・供覧を行う期限を明記するとともに、活動計画及び各種マニュアルに基づいた業務を行うよう徹底を図っている。	A	保) 保健所 区) 保健福祉部
		(4) 乳幼児健診の役割の重要性について再確認し、健診に従事する職員間の情報共有、支援が必要な場合の支援方法やその後の状況の確認について徹底を図る。	乳幼児健診に従事する全ての職員・職種における役割の重要性について再確認を行うとともに、カンファレンスのあり方を見直し、健診結果を踏まえた支援を確実に果たせるよう、職員間の情報共有や引継方法を改善した。 令和元年11月に、乳幼児健康診査マニュアルを改訂し、未受診者対策として、会議の定期開催による全件の状況把握、課内会議での処遇・支援方針の決定、精検票等の発行時の優先順位度の明記を行った。	A A	
		(7) 乳幼児健診に従事するすべての職種を集めたプロジェクトチームを設置し、乳幼児健診が本来の役割を果たすための施策等を検討する。	令和2年9月に、健診に従事するすべての職種によって構成される「乳幼児健診ワーキング」を設置し、乳幼児健診の課題を明らかにするとともに、具体的な改善策について検討している。	A	
		(イ) 特定妊婦について、成育歴や精神保健的な要素を踏まえたアセスメントを実施し、支援の方向性を検討する。	令和2年5月に、健康・子ども課における児童虐待対応マニュアルを改定し、妊娠届出受理時の成育歴等の丁寧な把握の必要性や、継続支援が必要な妊婦についての情報共有、支援方針の組織的検討について明記した。	A	
		(オ) マネジメント層の関与により、日常業務の徹底を図る。	令和2年4月から、健康・子ども課長による母子保健情報システムの閲覧を可能とし、支援ケースの進捗管理を行っている。 また、児童相談所にて母子保健情報システムの閲覧を可能とし、健康・子ども課と児童相談所との間で、世帯の状況と支援方針を共有している。	A	
		②	イ 地域住民の健康増進に寄与する保健師活動体制のあり方を検討する。	(7) 地域住民の健康を守る基本的な視点に基づいた保健師活動、包括的な支援体制のあり方を検討する。	
		(4) 子育て等の生活の困りごとを複合的に抱える市民に対して、区役所を基幹的な相談・支援の拠点として機能強化を図るための検討を行う。	区役所への「基幹型地域包括支援センター」の設置に向け、子育てや介護、福祉等に係る区役所等の業務について課題等の検討を行っている。	D	保) 地域包括ケア推進担当部
③	ウ 母子保健活動の中での地域精神保健の役割を強化する。	(7) 地域精神保健を考慮に入れた保健師活動の推進や、精神保健福祉相談員との連携のあり方を検討する。	令和2年4月から心理相談員を増員し、2区に1名の配置として、子どもの精神発達面での専門的な見立てや助言を行っている。	A	保) 保健所 保) 障がい保健福祉部 区) 保健福祉部
			母親の成育歴や精神保健面に考慮した支援にあたって、組織的に支援方針を検討するとともに、産前産後の精神状態の変化に応じて、精神保健福祉相談員や病院等と連携した支援を行っている。	A	

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

該当提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	区分	担当部	
①	ア	要対協を有効に運用するための機能強化や運用方法の見直しを進める。	(7) 児童相談システム、家庭児童相談システム及び母子保健システムの情報連携により、支援対象者のスムーズな情報共有を行う。【再掲】	令和元年12月以降、3つのシステムの改修等を行い、相互の情報閲覧や検索機能を充実させ、タイムリーな情報連携を可能とした。 また、リスク評価を行いデータを集約する「子育てデータ管理プラットフォーム」を構築するため、令和3年夏の稼働開始に向けて開発を進めている。【再掲】	A	子) 児童相談所 区) 保健福祉部
			(4) 要対協の業務を活性化させるため、実務者会議の効果的運用や進行管理台帳等のあり方等について、プロジェクトチームの設置等により活性化策を検討する。【再掲】	令和2年6月に、要対協の業務活性化に向けた検討会を立ち上げ、実務者会議の効果的運用や進行管理台帳等のあり方等について検討している。【再掲】	A	
			(7) 子ども家庭総合支援拠点の機能整備に向け、区における支援機関としての主体性・専門性を確保しながら、支援内容に応じた児童相談所との連携や技術的助言の仕組みについて検討を行う。【再掲】	各区における相談対応の専門性を高めることができるよう、児童相談所職員から各区に対して、対応上の助言や職員の派遣を行う仕組み等の構築を検討している。【再掲】	C	
②	イ	児童虐待調査や支援の過程における在宅支援アセスメントシートの活用の徹底を図る。	(7) 児童虐待調査結果報告の際は、在宅支援アセスメントシートを活用して報告を行う。	虐待通告のあった全ての対象児について、児童虐待調査の際は在宅支援アセスメントシートを作成・活用し、虐待の程度やリスク要素等の把握に基づく報告を行っている。	A	子) 児童相談所 区) 保健福祉部
			(4) 支援の過程で得た情報を在宅支援アセスメントシートに反映させ、組織で共有し、必要な支援にいかす。	支援の過程で得た子どもや養育者などの状況を、適宜在宅支援アセスメントシートや児童支援シートに反映させ、組織で共有するとともに、リスク状況の変化を確認し、状況に応じた支援に結びつけている。 要対協の個別検討会議において、在宅支援アセスメントシートを活用して情報や意見をまとめ、会議参加者の共通認識のもとで必要な支援を行っている。	A	
			(7) 支援対象者の状況について進行管理台帳への記載を徹底し、組織的に処遇方針の確認や検討を行う。	継続支援が必要な世帯を一覧できる進行管理台帳を活用し、管理職が定期的に支援の内容、進捗等を確認し、支援の内容や方法等について助言を行っている。	A	
③	ウ	各職場単位での組織マネジメントの徹底を図る。	(4) 児童相談システム、家庭児童相談システム及び母子保健システムの情報連携を行い、集約されたデータから、注意すべき案件を抽出できるようなシステムを構築し、管理職が日ごろから確認できるような仕組みを検討する。	令和元年12月以降、3つのシステムの改修等を行い、相互の情報閲覧や検索機能を充実させ、タイムリーな情報連携を可能とした。 また、リスク評価を行いデータを集約する「子育てデータ管理プラットフォーム」を構築するため、令和3年夏の稼働開始に向けて開発を進めている。【再掲】	A	子) 児童相談所 保) 保健所 区) 保健福祉部
			(4) 役職者向けの研修を通して、組織マネジメント能力の向上を図る。	令和2年度に実施する役職者向けの研修において、「管理監督者の心得」の活用や事例研究を通して、組織マネジメントや協働について学ぶカリキュラムを新たに設定する。 本庁人事部局から服務や人事に関する通知等を発出する際に、合わせて「管理監督者の心得」の活用を促すなど、組織マネジメントの徹底の必要性について周知を行った。	A	
			(7) 児童虐待調査結果報告の際は、在宅支援アセスメントシートを活用して報告を行う。	虐待通告のあった全ての対象児について、児童虐待調査の際は在宅支援アセスメントシートを作成・活用し、虐待の程度やリスク要素等の把握に基づく報告を行っている。	A	総) 自治研修センター
			(4) 支援の過程で得た情報を在宅支援アセスメントシートに反映させ、組織で共有し、必要な支援にいかす。	支援の過程で得た子どもや養育者などの状況を、適宜在宅支援アセスメントシートや児童支援シートに反映させ、組織で共有するとともに、リスク状況の変化を確認し、状況に応じた支援に結びつけている。 要対協の個別検討会議において、在宅支援アセスメントシートを活用して情報や意見をまとめ、会議参加者の共通認識のもとで必要な支援を行っている。	A	

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

該当提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	区分	担当部	
④	エ 各職場単位で管理職を中心とした職員の意識の向上を図り、協働の文化を醸成する。	(7)	全ての職員が協働の視点をもって業務に取り組むための意識の共有を図る。	令和2年3月に、市長から全職員に対してイントラネットのメールシステムによりメッセージを配信し、職員への意識づけを行った。 令和2年度に実施する職位別研修において、市長や自治研修センター所長から講話を行い、自治体職員として必要な心構え、職位に応じた役割、協働の視点を持って業務に取り組むことの重要性について、意識付けを行った。	A	子) 子ども育成部
		(4)	役職者向けの研修等を通して、関係部局間の連携など協働の意識向上を図る。	令和2年度に実施する役職者向けの研修において、「管理監督者の心得」の活用や事例研究を通して、組織マネジメントや協働について学ぶカリキュラムを新たに設定する。【再掲】	A	総) 自治研修センター
				令和2年度に実施する職位別研修において、市長や自治研修センター所長から講話を行い、自治体職員として必要な心構え、職位に応じた役割、協働の視点を持って業務に取り組むことの重要性について、意識付けを行った。【再掲】	A	総) 自治研修センター
				本庁人事部局から服務や人事に関する通知等を発出する際に、合わせて「管理監督者の心得」の活用を促すなど、組織マネジメントの徹底の必要性について周知を行った。【再掲】	A	総) 職員部
(4)	母子保健担当と生活支援担当の間で、虐待防止の観点から必要と考えられる情報等について共有し、連携を図る。	職員研修の実施や、プロジェクトチーム・実務者ミーティングにより、協働で仕事に取り組む意識の向上や、情報共有、連携に向けた共通ツール等の検討を行っている。	A	区) 保健福祉部		
⑤	オ 切れ目のない支援を行うとともに、ニーズやリスクの変化に対応した適切な進行管理を徹底する。	(7)	職位別研修を通して、進行管理の重要性について、意識の向上を図る。	令和2年度に実施する新採用職員研修や役職者向けの研修において、進行管理の重要性を認識するためのカリキュラムを実施する。	A	総) 自治研修センター
		(4)	母子保健担当において、支援対象者が妊婦ではなくなった際の支援のあり方について検討を行う。	令和2年9月に、「母子保健における保健師活動のあり方ワーキング」を設置し、母子保健における保健師活動の現状や課題を明確化し、母子保健が目指す方向性やそのために必要な体制及び取り組み等について保健師活動のあり方について検討している。【再掲】	B	保) 保健所
		(4)	生活支援担当において、支援が廃止となる場合などに関係機関と必要な連携を行う。	令和2年5月、本庁部局から各区に対して、支援世帯の転居時には速やかな移管を行うこと、虐待の疑いなどで他機関と連携していた世帯の支援廃止時には、関係する連絡先に必ず情報提供するよう指示し、運用している。	A	保) 総務部
				経済的自立に限らず、日常生活の自立、社会生活の自立を支える視点を踏まえて、区の生活支援実施方針の見直しを行う。	C	区) 保健福祉部 ※
(I)	一時保護や措置を行った児童を家庭引取りとする場合は、関係機関との連携を密にし、役割分担や各々の責任の所在を明確にする。	虐待等により一時保護や措置を行った児童を家庭引取りとする場合、地域の関係機関との個別ケース検討会議を開催し、関係機関との間での課題や方針を共有し、役割分担や各々の責任の所在を明確にするよう努めている。	A	子) 児童相談所		

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言	
4	児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
①	児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討
②	警察との連携、役割分担の明確化
③	休日・平日夜間時の調査対応の強化
④	児童相談所における区との連携の強化

該当提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	区分	担当部
①	ア 介入と支援に対応した調査体制を強化するとともに、専門性を生かした体制の構築を図る。	(7) 虐待通告受理時や終結時に適切な評価を実施するため、緊急対応体制を整備する。	令和元年10月に緊急対応担当部長及び緊急対応担当課長を新設するとともに、通告受理及び終結時のリスクアセスメントシートによる評価及び担当部長までの報告を徹底するよう、会議等で周知を行った。	A	子) 児童相談所
		(4) 虐待通告に係る係長職の進捗管理機能を向上させる。	令和2年4月に緊急対応担当の係長職1名及び係員7名を増員し、係長職は直接地区を受け持たない体制とするとともに、全ての通告案件について進捗状況等のデータを共有し、係長職による業務管理機能を高めた。	A	
		(7) 医師職や他機関からの派遣職員の専門性を生かした体制づくりを行う。	令和2年4月に常勤医師職を配置し、身体的虐待の疑いなど医学的判断が必要なケースについて、専門的見地から見立てを行うことができる体制とした。また、非常勤の弁護士職を配置し、ケース対応等での法律面での助言を受けている。 教員、保健師等の専門職や警察からの派遣職員が、その専門性を生かした助言を行いやすいよう、係長職は直接地区を受け持たない体制とした。	A A	
②	イ 児童相談所と警察との連携のあり方、調査方針、役割分担の明確化を図る。	(7) 夜間・休日の調査にかかる児童相談所及び警察の連携・役割分担を明確にし、互いに理解を深めるための協議、研修等を実施する。	令和元年7月以降、相互の連携方法や役割分担を明確にし、互いに理解を深めるための実務者協議や研修、意見交換を継続的に実施している。	A	子) 児童相談所
③	ウ 休日・平日夜間時の通告に対する調査実施体制を強化する。	(7) 休日・平日夜間における虐待通告の初期調査等を行うため、必要な職員体制を構築する。	令和2年4月に、緊急対応担当職員を増員し、休日も正規職員が出勤するシフト体制とした。また、新たに休日夜間児童虐待対応支援員を配置し、休日・平日夜間の虐待通告について初期調査を行う体制を整備した。 休日・平日夜間の虐待通告時の児童家庭支援センターとの役割分担について整理し、初期調査案件が重なるなど正規職員と休日夜間児童虐待対応支援員だけでは対応が難しい場合も、初期調査等を行うことができる体制とした。	A A	子) 児童相談所
		(4) 休日・平日夜間に円滑な調査対応を行うため、対応方針についてのマニュアルを整備する。	令和2年4月に、休日・平日夜間の対応方針についてマニュアルを作成し、警察からの要請対応や、警察以外からの児童虐待通告対応等について対応方針を整理し、関係職員への研修等により周知した。	A	
④	エ 児童相談所と各区の有機的な協働体制を構築する。	(7) 子ども家庭総合支援拠点化を見据え、区における支援機関としての主体性・専門性を確保しながら、支援内容に応じた児童相談所との連携や技術的助言の仕組みについて検討を行う。【再掲】	各区における相談対応の専門性を高めることができるよう、児童相談所職員から各区に対して、対応上の助言や職員の派遣を行う仕組み等の構築を検討している。【再掲】	C	子) 児童相談所 区) 保健福祉部

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言	
5	専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築
①	児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方
②	保健師の人材育成のあり方
③	中堅職員の育成
④	職員研修の実質的機能強化

該当提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	区分	担当部
①	ア 区や児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司の採用、育成と人事異動を行う。	(7) 法令改正や第二児童相談所の開設に向けた児童福祉司等の計画的な増員と、有資格者の着実な確保の方策を検討する。	令和2年4月に、児童相談所の緊急対応担当職員を中心に児童福祉司9名を増員し、調査体制等を強化した。 今後、有資格者の着実な確保に向けた方策を検討していく。	A	総) 職員部 子) 児童相談所
		(4) 区家庭児童相談室の体制強化について、国の配置基準や、児童相談所が担う役割、支援状況に応じた職員配置等の対応策を検討する。	令和2年4月に、6区において家庭児童相談室職員を1名増員し、区における相談体制や要対協機能の強化を図っている。 今後、増員による効果等を継続して検討していく。	A	
		(7) 経験を蓄積できるような配置とともに、これまでの経験を生かして後進の育成を意識した人事異動を実施する。	体制強化や人材育成の観点から、福祉現場の経験者や有資格者などを中心に、異動サイクルを鑑みながら適切な職員配置に努めている。	A	
②	イ 地域の保健福祉活動全般を担うための保健師の育成を図る。	(7) 保健師の活動指針や人材育成マニュアルを改訂など、今後の保健師の育成の方向性を明確にする。	今後のあるべき保健師活動を明確にし、既存の「札幌市保健師活動指針」や「札幌市新任保健師育成マニュアル」の見直し、キャリアラダー、キャリアパスの導入を踏まえた育成の仕組みなどを検討する。	D	保) 保健所 区) 保健福祉部
		(4) 行政需要やキャリアプランを考慮し、経験を蓄積できるような人事異動を実施する。	体制強化や人材育成の観点から、福祉現場の経験者や有資格者などを中心に、異動サイクルを鑑みながら適切な職員配置に努めている。【再掲】	A	総) 職員部
		(7) 検証報告書や過去の事例を用いた研修、外部講師による研修、民間機関との合同研修など、OJTとOff-JTを組み合わせた具体的な研修メニューを検討し、実施する。	令和2年5月以降、区の母子保健担当課や家庭児童相談室において、事例の振り返りや児童虐待防止の着眼点等をテーマにした研修を実施しており、全区で共有していくことで取組を広げていく。	A	保) 保健所 区) 保健福祉部 ※
③	ウ 組織の中心的な役割を果たす中堅職員の育成を図る。	(7) 福祉コースや福祉現場経験のある職員を、将来の育成も見通したうえで効果的に配置していく。	体制強化や人材育成の観点から、福祉現場の経験者や有資格者などを中心に、異動サイクルを鑑みながら適切な職員配置に努めている。【再掲】	A	総) 職員部
		(4) 職位別研修を通して、組織の中心的な役割を担う職員への成長を促し、職員の育成を図っていく。	令和2年度に実施する採用年次に応じた職位別研修において、組織の中心的な役割を担う職員に必要とされる、後輩育成に必要なリーダーシップ、チーム力向上などを再認識するカリキュラムを実施した。	A	総) 自治研修センター
④	エ 実施手法の工夫や効果測定により、職員研修の実質的機能の強化を図る。	(7) 採用年次や職位に応じた研修の中で、自治体職員として基本となる価値観の再認識を図っていく。	令和2年度に実施する職位別研修において、市長や自治研修センター所長から講話を行い、自治体職員として必要な心構え、職位に応じた役割、協働の視点を持って業務に取り組むことの重要性について、意識付けを行った。【再掲】	A	総) 自治研修センター
		(4) 検証報告書や過去の事例を用いた研修、外部講師による研修、民間機関との合同研修など、OJTとOff-JTを組み合わせた具体的な研修メニューを検討し、実施する。【再掲】	令和2年5月以降、区の母子保健担当課や家庭児童相談室において、事例の振り返りや児童虐待防止の着眼点等をテーマにした研修を実施しており、全区で共有していくことで取組を広げていく。【再掲】	A	子) 児童相談所 保) 保健所 区) 保健福祉部
		(7) 研修の実施内容等について外部評価を導入し、効果測定を行う。	児童福祉司等の児童相談所職員に対する体系的な育成・研修体制の確立に向け、効果的な改善・評価方法を検討していく。 児童相談所等の研修について外部評価を受け、研修体系の企画立案や、研修目的に応じた効果測定等を検討していく。	C	子) 児童相談所 区) 保健福祉部
				C	子) 児童相談所

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言	
6	思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの創設の必要性
①	思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設
②	高等学校との連携・支援体制の必要性
③	児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性

該当提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	区分	担当部
①	ア 10代後半の女性にみられる諸課題に対応した、新たな支援の枠組みを構築する。	(7) 若年被害女性に対して居場所の確保や自立支援等を行う、アウトリーチ型支援の事業化に向けた制度検討を行う。	連携先となり得る関係部局及びNPO等の支援団体との協議を行うとともに、若年被害女性の実態調査を行う。 令和2年11月に、困難を抱える若年女性への支援や関係機関の連携・協働について考える機会として、庁内勉強会（映像配信）を実施する。	A	子) 子ども育成部
		(4) 児童養護施設等を退所した後も支援が必要な若者に対して、自立援助ホームや社会的養護自立支援事業の積極的な活用を行う。	自立援助ホームへの入所や社会的養護自立支援事業の活用を進めるため、支援コーディネーターの配置や生活・就労相談を継続的に実施する。	A	子) 子ども育成部
②	イ 高等学校との連携による支援体制を構築する。	(7) スクールソーシャルワーカー（SSW）の更なる活用を図り、不登校傾向や福祉につなぐ必要がある生徒を早期に発見し、必要な支援を行う。	市立高校に対し、SSW活用ガイドブックの送付や校内研修会等での周知を行うなど、一層の活用を働きかける。	B	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
		(4) 学校と若者支援総合センターの連携により、進路未定者や生活面で悩みを抱える若者に対して必要な支援を行う。	若者支援総合センターの活用について、学校訪問や児童・保護者へのチラシ配布、面談への同席等により周知を行い、生活面等で不安を抱えていたり卒業後の進路が確定していない若者への継続した支援につなげている。	A	
			市内中学校・高等学校への訪問のほか、定時制高校等での校内居場所づくり事業や学校内ユースワーク事業により、進路相談や生活面等の幅広い相談に応じ、支援につなげている。	A	
			令和2年6月から、若者支援総合センターにおいて、家庭での困らん経験に乏しい20代までの若者やひとり親を対象として、家庭生活体験事業を実施している。	A	
③	ウ 児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制を構築する。	(7) DV相談で虐待の心配があるケースについて、DV被害相談担当部局と児童相談所の情報共有を実施し、必要に応じて、更なる情報共有や関係機関との個別ケース会議を行う。	令和2年4月から、札幌市配偶者暴力相談センターで把握した児童虐待関連情報について、児童相談所への定期的な提供を試行、10月から実施している。今後も提供可能な情報について協議を行いながら、必要な情報の共有を行っていく。	A	市) 男女共同参画室 子) 児童相談所
		(4) DV相談員研修や若年層向けのデートDV防止講座に、児童相談所職員や区家庭児童相談室の職員等が参加し、相互の業務への理解を深める。	令和2年7月以降、DV被害相談担当部局で実施しているデートDV防止講座に児童相談所職員が参加している。また、DV相談員研修に児童に関するテーマを取り入れている。	A	
		(9) DV被害に遭い、シェルターや一時保護施設に保護者とともに入所した児童に対して、DV被害相談担当部局と児童相談所が連携した心理ケアを行う。	一時保護施設に入所した児童に対する心理ケアの実施方法について、現在、検討を行っている。	B	
		(1) 児童相談所とDV被害相談担当部局において、DV・児童虐待防止の広報啓発を協力して実施する。	毎年11月の「児童虐待防止推進月間」や、11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に、共同でデジタルサイネージ等を活用した広報を実施する。	A	

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言	
7	過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性
①	過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性

該当提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	区分	担当部	
①	ア	過去の検証報告書における提言を踏まえた児童虐待防止対策の進捗管理や検証を行う。	(7) 速やかに、市内部に常設の「児童虐待防止対策推進本部」を設置し、検証報告書に係る取組方針等を協議するとともに、取組状況について外部からの検証を受ける。	令和2年4月に「札幌市児童虐待防止対策推進本部」を設置し、検証報告書における提言に係る取組方針等を協議し、取組状況について進捗管理を行っている。	A	子) 子ども育成部
			(4) 本市がこれまでに受けた検証報告書や虐待防止の取組状況を公式ホームページ等で公表する。	検証報告書における提言に係る取組方針や取組状況について、子ども・子育て会議児童福祉部会に報告を行うとともに、外部評価を受ける。	B	
				令和2年7月に、市公式ホームページに「児童虐待を防ぐための取組」のページを設置し、検証報告書の内容や児童虐待防止の取組について、周知を図っている。	A	